

改正

昭和61年 3 月31日規則第15号
昭和61年 7 月 1 日規則第32号
昭和62年10月13日規則第56号
昭和63年 9 月27日規則第57号
平成元年 7 月14日規則第28号
平成 6 年 3 月31日規則第13号
平成 6 年 5 月25日規則第36号
平成 8 年 3 月29日規則第19号
平成11年 3 月31日規則第 6 号
平成11年 3 月31日規則第39号
平成12年 9 月27日規則第100号
平成14年 3 月27日規則第21号
平成14年 3 月29日規則第25号
平成15年 3 月26日規則第20号
平成17年 3 月31日規則第18号
平成19年 3 月28日規則第10号
平成20年 3 月31日規則第18号
平成21年 4 月 1 日規則第26号
平成28年 3 月31日規則第46号
平成28年12月27日規則第78号
平成29年 3 月31日規則第20号
平成30年 3 月28日規則第12号

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和58年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収容人員の算出方法)

第 2 条 次条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項に規定する収容人員は、15平方メートル以下の客室にあっては1室につき1人、15平方メートルを超える客室にあっては1室につき2人として算出するものとする。

全部改正〔昭和63年規則57号〕

(施設基準)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号アに規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 各種の集会の用に供する施設 面積が収容人員に1.5平方メートルを乗じて得た数値以上のもの
- (2) 受付及び応接の用に供する施設 間口3.6メートル以上のもので、面積10平方メートル以上のもの

(3) 玄関 間口3.6メートル以上のもので、面積10平方メートル以上のもの

2 条例第2条第2号イに規定する規則で定める基準は、共用施設を有する階ごとに男子用、女子用各1箇所以上（複数の共用施設を有する階にあっては、当該複数の共用施設を有する階ごとに男子用、女子用各2箇所以上）あることとする。

3 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める数値は、次の表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとに同表の右欄に定めるものとする。

収容人員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

全部改正〔昭和63年規則57号〕、一部改正〔平成14年規則21号〕

(構造)

第3条の2 条例第2条第2号エに規定する規則で定める構造は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 玄関を通らないで客室に出入りできる構造
- (2) 帳場又はフロント及びロビーを通らないで入退館の手続きができる構造
- (3) 玄関が2箇所以上あり客が他の者と対面せず客室に出入りできる構造

2 条例第2条第2号オに規定する規則で定める構造は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) フロント等からロビーが見渡せない構造
- (2) フロント等における従業員と全ての客（乳幼児を除く。）とが互いに上半身までをはっきりと見ることができない構造

全部改正〔昭和63年規則57号〕、一部改正〔平成14年規則21号〕

(設備)

第3条の3 条例第2条第2号カに規定する規則で定める設備は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 動力により振動し、又は回転するベッドその他の特異な形態のベッド
- (2) 横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡（面積合計が1平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 性的感情を刺激する装置、照明、装飾品又は調度類

全部改正〔昭和63年規則57号〕

(届出)

第4条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、市川市ホテル等建築届出書（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ホテル等経営方針説明書 ホテル等の経営方針を明記したもの
- (2) 付近見取図 方位、道路及び目標となる地物、建築場所から周囲300メートルの区域内の状況を明示したもの（縮尺2,500分の1）
- (3) 配置図 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の高低差を明示したもの（縮尺200分の1以上）

- (4) 各階平面図 方位、間取、各室の用途（有効面積、浴槽、寝具類の寸法記入）、壁の材質、開口部、屋内・屋外階段、玄関、帳場、廊下、各室の出入口、車庫等を明示したもの（縮尺100分の1）
 - (5) 立面図 4面、開口部、広告物及び屋外照明設備の設置箇所、形状寸法を明示したもの（縮尺100分の1）
 - (6) 断面図 2面以上、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び建築物の高さを明示したもの（縮尺100分の1）
 - (7) 敷地利用計画図 敷地内における建築物の位置、駐車場の位置、境界塀の構造及び高さ並びに付属施設（屋外工作物を含む。）の用途及び位置を明示したもの（縮尺200分の1以上）
 - (8) 透視図 建築物、広告物及び屋外照明設備を彩色したもので、主要出入口が明示されているもの
 - (9) 公図写 建築場所から周囲100メートルの区域のもの
 - (10) 仕上表 建築物（外構、設備を含む。）の仕上の材料の種別及び厚さを明示したもの
 - (11) 客室平面詳細図 客室内の間取（寝具類、鏡台、テレビ等設備器具の配置）を明示したものの（縮尺50分の1以上）
 - (12) 広告物詳細図 屋外広告物の設置場所の詳細（縮尺2,500分の1）並びに構造、形態、寸法、彩色、ネオン管の使用、点滅及び回転の有無を明示したもの（縮尺50分の1以上）
 - (13) 施設求積図 ロビー、食堂、玄関、フロントの施設としての利用面積の算定範囲を明示したもの（施設面積の計算式を含む。）
 - (14) その他特に市長が必要と認めるもの
- 3 建築主が、名義変更をしようとする場合には、市川市ホテル等名義変更届出書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の届出書には、ホテル等経営方針説明書を添付しなければならない。

全部改正〔昭和63年規則57号〕

（公開板の設置）

第4条の2 条例第3条の3第1項に規定する公開板は、ホテル等建築計画公開板（様式第3号）によるものとし、当該ホテル等の敷地に接する道路（2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路）に面する場所に設置しなければならない。

- 2 条例第3条の3第1項に規定する報告は、市川市ホテル等建築計画公開板設置報告書（様式第4号）によるものとし、設置後3日以内に届け出なければならない。

追加〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号〕

（図書の閲覧）

第4条の3 条例第3条の3第2項に規定する規則で定める図書は、第4条第1項及び第2項に定めるもののうち次に掲げるものとする。

- (1) 市川市ホテル等建築届出書
- (2) 立面図
- (3) 敷地利用計画図
- (4) 透視図
- (5) 広告物詳細図

- 2 条例第3条の3第2項の規定により閲覧させることができる図書（以下この条において「図書」

という。)の閲覧場所は、街づくり部開発指導課とする。

3 図書を閲覧しようとする者は、市川市ホテル等建築計画図書閲覧申請書(様式第5号)により市長の許可を得なければならない。

4 市長は、職員の指示に従わない者又は図書を汚損し、若しくは、毀損するおそれがあると認められる者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

追加〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和61年規則32号・63年57号・平成元年28号・6年13号・8年19号・11年6号・14年25号・19年10号・20年18号〕

(指定施設)

第4条の4 条例第4条第4号ケに規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域ふれあい館
- (2) 少年自然の家
- (3) 市民プール
- (4) ゲートボール場
- (5) 少年野球広場
- (6) 児童遊園地
- (7) フォルテ行徳
- (8) 市民体育館
- (9) 男女共同参画センター
- (10) スポーツ広場

全部改正〔昭和63年規則57号〕、一部改正〔平成6年規則36号・11年6号・12年100号・15年20号・19年10号・20年18号・21年26号・28年78号・29年20号・30年12号〕

(決定通知)

第5条 条例第3条の2第2項の規定による決定通知は、条例第3条の規定による届出のあったホテル等がラブホテルに該当する場合には市川市ラブホテル該当通知書(様式第6号)により、該当しない場合には市川市ラブホテル非該当通知書(様式第7号)により行うものとする。

全部改正〔昭和63年規則57号〕

(中止命令)

第6条 条例第5条の規定による中止命令は、市川市ラブホテル建築工事中止命令書(様式第8号)により行うものとする。

一部改正〔昭和61年規則15号〕

(指導、勧告)

第7条 条例第6条の規定による指導、勧告は、市川市ラブホテル指導、勧告書(様式第9号)により行うものとする。

全部改正〔昭和63年規則57号〕

(身分証明書)

第8条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第10号)とする。

一部改正〔昭和61年規則15号〕

附 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第15号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月1日規則第32号）

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月13日規則第56号）

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月27日規則第57号）

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年7月14日規則第28号）

この規則は、平成元年8月13日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年5月25日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第19号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第39号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月27日規則第100号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項及び第3条の2第1項の規定は、平成14年4月1日以後に行われる市川市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和58年条例第26号）第3条の規定による届出に係るホテル等について適用し、同日前に行われた同条の規定による届出に係るホテル等については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日規則第25号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日規則第20号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成19年 3 月28日規則第10号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第18号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 4 月 1 日規則第26号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第46号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規則第78号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第20号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日規則第12号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号
様式第1号

市川市ホテル等建築届出書

年 月 日

市川市長 様

建築主 住 所

氏 名

印

TEL

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第3条に基づき下記のとおり届出いたします。

記

ホテル等の名称							
建築場所	地 番	市川市					
	用 途 地 域				高度地区		
	防 火 地 域	防火・準防火・指定なし					
建築計画の概要	主 要 用 途						
	階 数	地上	階	地下	階	客 室	室
	高 さ	地上	m	地下	m	収 容 人 員	人
	構 造				造	工 事 種 別	
		申 請 部 分		申請以外の部分		合 計	
	敷 地 面 積	㎡		㎡		㎡	
	建 築 面 積	㎡		㎡		㎡	%
	延 べ 面 積	㎡		㎡		㎡	%
屋外広告物の形態							
旅館業経営予定者		住所 氏名 TEL					
届 出 者		住所 氏名 印・TEL					

全部改正〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔平成元年規則28号〕

様式第2号
様式第2号

市川市ホテル等名義変更届出書

年 月 日

市川市長 様

建築主 住 所
氏 名 印
T E L

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき下記のとおり変更後の建築主のホテル等経営方針説明書を添付し届出いたします。

記

ホテル等の名称			
敷地の地番			
変更事項	変	更	前 後
建 築 主	住所 氏名 T E L		住所 氏名 T E L
変更予定日			
変更理由			

全部改正〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号〕

様式第3号
様式第3号

90cm						
ホテル等建築計画公開板						
ホテル等の名称						
敷地の地番		市川市				
建築計画の概要	規模	階数	地上	階・地下	階	
		高さ	地上	m・地下	m	
	構造	造、一部				造
	主要用途					
	敷地面積 建築面積 延べ面積	m^2 m^2 (建ぺい率 %) m^2 (容積率 %)				
建築着工予定日		年 月 日				
建築主		住所名 氏名 TEL				
設計者		住所名 氏名 TEL				
施工予定者		住所名 氏名 TEL				
設置年月日		年 月 日				
○この公開板は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第3条の3第1項の規定により設置したものです。 ○上記建築計画概要についての問い合わせは、下記へ御連絡下さい。 (連絡先) 住所 氏名 TEL						

150cm

全部改正〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号〕

様式第4号
様式第4号

市川市ホテル等建築計画公開板設置報告書

年 月 日

市川市長 様

建築主 住 所

氏 名

印

TEL

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第3条の3第1項の規定に基づき下記のとおりホテル等建築計画公開板を設置しましたので、報告いたします。

記

敷 地 の 地 番	市川市
設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 基 数	
公開板設置済写真	別添のとおり (公開板の文字が読める程度に撮影されているもの及び敷地の全景が撮影されているものを裏面に貼付すること。)
位置図(公開板設置場所を明示すること。)	

全部改正〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号〕

様式第5号
様式第5号

市川市ホテル等建築計画図書閲覧申請書

年 月 日

市川市長 様

申請者 住 所
氏 名
T E L

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第3条の3第2項の規定により、下記ホテル等の建築計画図書を閲覧申請いたします。なお、閲覧に当たっては、当該図書を汚損し、又は毀損しないことを誓約いたします。

記

ホテル等の名称						
閲覧物件の地番	市川市					
閲覧目的						
閲覧図書						
閲覧日時	年	月	日	時	分	から 時 分まで
閲覧者の職業						年齢 才
※ これ以下の本欄には記入しないで下さい。						
利害関係人に係わる審査						

全部改正〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号・6年36号・8年19号〕

様式第6号
様式第6号

市川市ラブホテル該当通知書

市 第 号
年 月 日

建築主 住 所
氏 名 様

市川市長 印

年 月 日付でホテル等建築届出のあった下記建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当し、同条例第4条の規定により建築することができないので、同条例第3条の2第2項の規定により通知します。

記

ホテル等の名称	
敷地の地番	市川市

全部改正〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号・6年36号〕

様式第7号
様式第7号

市川市ラブホテル非該当通知書

市 第 号
年 月 日

建築主 住 所
氏 名 様

市川市長 印

年 月 日付でホテル等建築届出のあった下記建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当しないと決定しましたので、同条例第3条の2第2項の規定により通知します。

記

ホテル等の名称	
敷地の地番	市川市
添付図面	別添のとおり
備考	

追加〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号〕

様式第8号
様式第8号

市川市ラブホテル建築工事中止命令書

市 第 号
年 月 日

建築主 住 所
氏 名 様

市川市長 印

下記の建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第4条の規定に違反しているので、同条例第5条の規定に基づき直ちに建築工事を中止するよう命ずる。

記

敷 地 の 地 番	市川市
-----------	-----

(教示)

追加〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔平成元年規則28号・17年18号・28年46号〕

様式第9号
様式第9号

市川市ラブホテル指導、勧告書

市 第 号
年 月 日

建築主 住 所
氏 名 様

市川市長 印

年 月 日申請された建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当いたしますので同条例第6条の規定に基づき、下記のとおり指導、勧告いたします。

記

追加〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号〕

様式第10号
様式第10号

(表)	第 号
立 入 調 査 員 証	
所 属 職・氏名	年 月 日生
上記の者は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第7条第1項の規定に基づく立入調査を行う職員であることを証明する。	
	年 月 日
市川市長	印

(裏)	市川市ラブホテル建築規制に関する条例(抜粋)
(立入調査)	
第7条 市長は、ラブホテルの建築に対し、前2条の規定による中止命令又は指導、勧告を行おうとするときは、当該職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。	
2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	

追加〔昭和61年規則15号〕、一部改正〔昭和63年規則57号・平成元年28号〕